

○恵那市総合計画審議会条例

平成17年1月25日条例第13号

改正

平成22年3月25日条例第4号

恵那市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、恵那市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、恵那市総合計画の策定について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員
- (3) 市民を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

一部改正〔平成22年条例4号〕

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の恵那市総合計画審議会条例等の規定に基づき委嘱又は任命されている委員は、改正後の恵那市総合計画審議会条例等の規定に基づき委嘱又は任命された委員として在任するものとし、その任期はそれぞれ改正前の委員の残任期間とする。